

## 埼玉県地域枠医学生奨学金貸与事業実施要綱

医 第 1 1 号

平成 2 2 年 4 月 6 日

一部改正 医第 3 6 4 号

平成 2 3 年 6 月 1 5 日

一部改正 医第 1 3 4 1 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日

一部改正 医第 1 1 9 9 号

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

一部改正 医第 1 6 2 4 号

平成 2 8 年 1 2 月 9 日

一部改正 医人第 9 2 号

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

一部改正 医人第 1 9 号

平成 3 0 年 4 月 1 2 日

一部改正 医人第 2 9 0 号

平成 3 1 年 4 月 1 日

一部改正 医人第 4 1 号

令和 2 年 4 月 2 2 日

一部改正 医人第 3 3 2 号

令和 3 年 8 月 4 日

一部改正 医人第 406号  
令和 4年 9月13日

一部改正 医人第 123号  
令和 5年 5月16日

(目的)

第1条 この事業は、医学生に対し、一定期間県内の医療機関に勤務することを返還免除の要件とする奨学金を貸与することにより、地域医療に従事する医師の一層の増加を図ることを目的とする。

(補助事業者等)

第2条 補助の対象となる事業者は、学校法人埼玉医科大学とする。

2 補助事業者は、この要綱に基づき、奨学金の貸与事業を行うこととする。また、債権管理システムを開発・導入し、奨学金の貸与に伴う債権管理を適切に行うこととする。ただし、要綱に反しない範囲において、必要な規程を定めることを妨げない。

(事業期間)

第3条 この事業の期間は、平成22年度から令和5年度までの14年間とする。ただし、令和5年度入学生が卒業するまでの期間（令和10年度まで）は、補助事業者は、当該医学生に対する奨学金の貸与を継続することとする。

(貸与対象及び人数)

第4条 貸与の対象は、各年度の入学生のうち、卒業後、県及び大学が協議して別に定める県内指定地域医療機関において勤務することが確実であると認められる者とする。

2 平成31年度から新規対象者の人数は19名以内とする。

(貸与期間)

第5条 貸与の期間は、入学時から卒業時までの6年間とする。

(貸与金額)

第6条 貸与金額は、医学生1人当たり月額20万円とする。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第7条 補助事業者は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- (1) 第4条第1項に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の継続が困難と認められるに至ったとき。
- (3) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) その他奨学金を貸与することが適当でないと思えられるに至ったとき。

(返還)

第8条 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学金の貸与を受けた者から、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月の日から起算して一月以内に、当該奨学金を一時に返還させることとする。

- (1) 補助事業者の定めにより、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業した後（大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合においては、大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格した後）、引き続き県内指定地域医療機関において医師として勤務しなかったとき。
- (3) 県内指定地域医療機関に在籍したまま、県外の病院において臨床研修又は後期研修を受講している場合において、当該臨床研修又は後期研修修了後、引き続き県内指定地域医療機関において医師として勤務しなかったとき。
- (4) 補助事業者の定めにより、貸与を受けた奨学金の返還債務の免除を受ける前に、県内指定地域医療機関において医師としての勤務をしなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第9条 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場

合において、県内指定地域医療機関において医師として勤務する意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。

(2) 県内指定地域医療機関において医師として勤務しているとき。

(3) 県内指定地域医療機関に在籍したまま、県外の病院において臨床研修又は後期研修を受講しているとき。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき

(返還債務の当然免除)

第10条 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が、卒業後9年間、前条第2号に定める勤務をしたときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

2 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が、県内指定地域医療機関において受講する臨床研修又は後期研修の期間を前項の勤務期間に含めることができる。

3 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が、前条第3号に定める研修を受講する場合においては、県内指定地域医療機関において臨床研修又は後期研修を受講するものとみなすこととする。

4 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が、前条第2号に定める勤務をした期間に引き続いて同条第4号に定める奨学金の返還債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第2号に定める勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、同号の規定による勤務をしている者とみなして前三項の規定を適用することとする。

(返還債務の裁量免除)

第11条 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、第7条第2号に定める心身の故障のため修学の継続が困難になったとき又は第9条第2号に定める勤務に起因する心身の故障のため当該勤務の継続が困難になったときは、奨学金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(貸与対象者の選抜等)

第12条 補助事業者は、入学試験合格者の中から、面接試験により貸与対象者を選抜する。

県は、必要に応じて大学が定める選考基準について意見する。

2 県は、補助事業者が選抜した貸与対象者に対し、地域医療の現状、課題等について説明する機会を設け、地域医療への貢献意欲を喚起するよう努める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。